

内灘町長 川口 克則 様

内灘町監査委員 岡崎 裕介

内灘町監査委員 南 守雄

定期監査の結果について(報告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づきその結果を次のとおり報告します。

記

- 1 監査実施課 総務部：総務課・税務課・財政課
町民福祉部：住民課・子育て支援課・保険年金課・保健センター
福祉課・地域包括支援センター
都市整備部：企画課・地域産業振興課・都市建設課・上下水道課
教育部：学校教育課・文化スポーツ課
会計課、消防本部、議会事務局、監査委員事務局
- 2 監査の範囲 令和6年4月1日から令和6年9月30日までの事務の
執行状況
- 3 監査の実施日 令和6年10月28日(月)・30日(水)・31日(木)
- 4 監査の方法 町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、町の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、担当部課長から事務事業の執行状況について説明を聴取して実施した。
- 5 監査資料 (1)職員現員表 (2)主な分掌事務 (3)歳入歳出予算執行状況表 (4)主要事業の年間計画とその執行状況表 (5)主要工事一覧表 (6)主要委託業務一覧表 (7)使用料及び賃借料一覧表 (8)備品購入一覧表 (9)補助金一覧表 (10)負担金一覧表 (11)財産購入一覧表 (12)課の重点目標 (13)令和6年能登半島地震の発生に伴う事業の見直し等について
- 6 監査の結果 各課における予算の執行、工事や委託契約事務、補助金等の処理、及び個人情報情報の管理については、おおむね適正であると認める。
今後とも、適正な事務処理に努めていただきたい。